平成２９年（フ）第２６２８号
大阪市鶴見区横堤２丁目２番34号101号室、申立時の住所大阪市城東区今福南４丁目８番６―503号
債務者　水野　　緑（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６２号
大阪市此花区四貫島２丁目６番２号
債務者　上山　誠之
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３４号
大阪府寝屋川市成田東町25番５―302号
債務者　箕田　京子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５０号
大阪府茨木市春日１丁目５番33号　春日グランドハイツ　202号
債務者　中川　里美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０４号
大阪市住吉区南住吉３丁目７番１―1103号
債務者　三井英光こと　ＰＡＲＫ　ＹＥＯＮＧ　ＫＷＡＮＧ　朴　　英光
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９５１号
大阪市西成区玉出東２丁目２番27号　玉出ハイツ21　401号室
債務者　山下登茂子こと　金　登茂子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２号
香川県高松市太田下町2329番地９　ダイアパレス太田第６，205
債務者　後藤　宗大
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０号
香川県丸亀市津森町58番地７　ベルコモンズ101号
債務者　石谷　　茂
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１７８号
山梨県韮崎市一ツ谷2029番地３、住民票上の住所山梨県韮崎市藤井町北下條2355番地７
債務者　渡辺　宗也
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住７―300号
債務者　花本　昌裕
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４９号
神戸市中央区野崎通６丁目２番21―108号
債務者　松田　好正
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５号
兵庫県宝塚市山本南２丁目11番22号403
債務者　杉本　和也
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷282番地
債務者　山上　兼通
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１２３号
福岡県久留米市三潴町高三潴1315番地４
債務者　塚本　公養
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１３６号
佐賀市大財４丁目５番90―407号　アクセス佐賀
債務者　塚原　朋広
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
長崎県長崎市東町1739番地１　トラメゾン201
債務者　泉　　慎
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内２丁目４番25号
債務者　日下　明子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで　仙台地方裁判所大河原支部